

**山梨県立富士湧水の里水族館
指定管理者募集要項**

平成20年6月

山梨県農政部

目 次

1	公募する施設の概要等	1
2	管理運営の基本方針	1
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務の範囲等	3
5	指定管理者の指定期間	6
6	利用料金収入	6
7	指定管理者の業務にかかる経費	6
8	応募者の資格等	7
9	応募書類	7
10	応募の手続き	9
11	指定管理者の候補者の選定	10
12	指定管理者の候補者選定後の手続き等	12
13	指定管理者の指定	13
14	事業実施状況の確認・評価	13
15	事業の継続が困難になった場合の措置	13
16	留意事項	14
17	問い合わせ先	14
	(様式)	
	様式1(指定申請書)	15
	提出書類一覧表	16
	様式1-2(グループ構成員表)	17
	様式2(事業計画書)	18
	様式3(収支計画書)	24
	様式4(実施体制表)	25
	様式5(グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項)	26
	様式6(団体の概要)	27
	様式7(辞退届)	28
	様式8(業務説明会及び現地見学会の参加申込書)	29
	様式9(募集に関する質問書)	30
	(添付資料)	
	資料1(富士湧水の里水族館配置図)	31
	資料2(富士湧水の里水族館館内図)	32
	資料3(平成17年度、18年度、19年度入館者数及び収支実績)	33

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集要項

山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成13年山梨県条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1. 公募する施設の概要等

（1）名称

山梨県立富士湧水の里水族館

（2）所在地

山梨県南都留郡忍野村3098-1

（3）施設の沿革

平成13年4月25日 開館

（4）施設の範囲

敷地面積 4,000 m²

建築面積 994.47 m²

延床面積 1,446.0 m²

地下1階 32.05 m²、1階 913.47 m²、2階 454.97 m²、
機械棟 45.51 m²

構造 鉄筋コンクリート造り

地下1階地上2階、機械棟1棟

施設・設備の内容

1F 展示フロアー（二重回遊水槽等） 562.29 m²

2F 学習フロアー（シアターホール等） 736.62 m²

事務室、機械室、倉庫等 428.64 m²

2. 管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて管理運営を行うこととします。

県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資する。

3. 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりです。

(1) 休館日

(ア) 条例第7条の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。

火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

12月28日から翌年1月1日まで

(イ) 条例第7条第1項の規定に基づき、(ア)にかかわらず次の日は開館する必要があります。

1月2日、3日、4月30日から5月5日までの日、8月13日から同月16日までの日

県民の日条例第5条の規定により使用料を免除する施設として指定された場合

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができますが、休館日の開館については、別途忍野村との協議が必要となります。

(2) 開館時間

条例第8条の規定に基づき、午前9時から午後5時までとします。

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができますが、開館時間の変更については、別途忍野村との協議が必要となります。

(3) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(4) 情報公開

管理業務を通じて取り扱う文書（電子データ、写真等も含む。）の情報公開については、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、水族館の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。

（地方自治法、消防法、建築基準法、労働安全衛生法、特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、文化財保護法、漁業法、水産資源保護法、動物の愛護及び管理に関する法律、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例、山梨県立富士湧

水の里水族館設置及び管理条例施行規則、山梨県個人情報保護条例、山梨県情報公開条例、山梨県漁業調整規則、忍野村さかな公園設置及び管理条例等)

4. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。

条例第5条第1号に基づく利用の承認に関する業務

条例第5条第2号に基づく施設及び設備器具の維持保全に関する業務

条例第3条第1号に基づく水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示する業務

条例第3条第3号に基づく水産動植物に関する講習会及び催しを開催する業務

条例第3条第4号に基づく水族館の設置の目的を達成するため必要な業務

前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

現在水族館で行っている事業のうち、条例第3条第2号に基づく水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究業務は、指定管理後も県が引き続き実施します。

詳細については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。
なお、部分的な業務の委託については、他の事業者に委託できるものとします。

(2) 指定業務以外の業務

イベント等の実施

指定管理者は、水族館の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。

清涼飲料水自動販売機を設置する場合の取り扱い

清涼飲料水自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置及び運営については、業務の範囲ではありませんが、地方自治法第238条の4第7項に基づき指定管理者に優先的に行政財産の目的外使用許可を行う予定です。

なお、自動販売機の設置には、行政財産使用料が必要となります。

(3) 指定管理者と山梨県の責任分担

指定管理者と山梨県の責任分担は、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と山梨県が協議して定めることとします。

項 目		指定管理者	県
水族館の管理運営 (施設の利用、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理等)			
水族館の維持管理 (施設保守点検、設備の法定点検、清掃、光熱水費等の支出、消耗品管理、展示生物等管理、樹木等管理等)			
希少魚等の調査研究			
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
	著しい場合		
金利変動	金利変動に伴う経費の増		
	著しい場合		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		
施設周辺住民 及び施設利用 者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの苦情や要望への対応		
	上記以外の場合		
不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由(第三者の行為も含む))の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		
施設、設備の維持管理	修繕 (機能維持)	1件20万円未満の修繕	
		1件20万円以上の修繕	
	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合	
		上記以外の場合	

備品の維持管理	修繕	1件20万円未満の修繕		
		1件20万円以上の修繕		
	更新	指定管理者が希望する場合		
		上記以外の場合		
	新規購入	指定管理者が希望する場合		
		上記以外の場合		
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			
利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠った場合			
	上記以外の場合			
保険の付与	施設の火災保険			
	施設賠償責任保険			
	自動車保険			
	動産総合保険			
	ボランティア保険			
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等			
	指示等			
災害復旧（復旧工事）				
事故・災害等による施設等の修繕	指定管理者として注意義務を怠った場合			
	上記以外の場合			
総括的管理責任				

（注）各項目の区分に応じ、 が責任を負う。

指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行う。

指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権の放棄又は原状復帰する。

指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。

保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとする。

ア 施設賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険とする。

対人賠償：1名につき最高1億円（1事故につき3億円）

対物賠償：1事故につき最高500万円

イ 自動車保険

（ア）自家用小型貨物（1台）

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限、人身傷害：5,000万円、搭乗者1,000万円

（イ）自家用軽4貨物（1台）

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限、人身傷害：5,000万円、搭乗者1,000万円

ウ 動産総合保険

金庫・券売機内保管中：最高200万円

銀行搬送中：最高200万円

エ ボランティア保険

死亡・後遺障害の場合：1,000万円

入院日額：1万円

通院日額：5千円

5. 指定管理者の指定期間

指定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間を予定しています。この期間は、平成20年12月山梨県議会の議決後、正式に指定期間となります。

6. 利用料金収入

水族館を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。

また、この利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

7. 指定管理者の業務にかかる経費

水族館の業務にかかるすべての経費は、利用料金収入及び山梨県が支払う委託料並びにその他の収入をもって充てるものとします。

山梨県が支払う委託料は、「4. 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した水族館の管理運営に要する経費から利用料金収入の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。

提案価格を基に、指定期間を通じた委託料総額を基本協定書に明記するととも

に、委託料の具体的な額や支払方法等は、県と指定管理者が協議の上、年度ごとに協定で定めることとします。

なお、県が示した水準どおり業務を確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増減、経費の増減があっても委託料の精算は行いません。

ただし、当初計画の想定を超える利用料金収入の大幅な増減があった場合や物価変動等に伴い大幅な費用の増減があった場合には、県及び指定管理者で協議の上、委託料を変更することとします。

委託料積算の基礎となる過去3ヶ年の水族館における利用者数、収入及び支出額等の内容は資料3を参照してください。

8. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

山梨県から指名停止措置を受けているもの

県税、法人税、消費税等を滞納しているもの

会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合(以下「グループ応募」という。)は、代表団体を定めてください。

この場合、代表団体は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体で、グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

(3) 単独に応募した団体は、グループ応募の構成員となることはできません。また、グループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

9. 応募書類

(1) 指定申請書(様式1)

(2) 事業計画書(様式2)

管理運営にあたっての基本方針

条例に規定する設置目的に沿って、水族館の機能をより効果的に発揮するために実施する事業、施設の管理、経営理念等についての基本方針を示してください。

中期計画に関する事項

指定期間全体における管理運営、収支に関する計画を記載してください。

管理運営の内容に関する事項

「管理運営業務の内容及び基準」に従って実施する事業及び施設の管理手法の具体的内容を記載してください。

ア) 施設の利用促進

利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

イ) 利用施設の運営

利用料金設定、休館日、開館時間、職員勤務体制などの考え方

ウ) サービスの向上

利用者サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

主催事業に関する考え方、実施体制、類似事業の実績など

主催事業について想定する年間計画（実施時期、事業内容等）

エ) 施設の維持管理

施設の維持管理全般に対する考え方、維持管理の実績、飼育生物・設備の保守管理計画、備品、緑地、清掃、衛生などの管理計画、外部委託の予定

オ) 保守・リスクの対応

安全管理体制、事故発生時の対応、避難誘導體制、防災訓練の計画及び災害時の対応

カ) 経営の管理

組織管理、人材育成、職員研修、個人情報保護の取り扱い、情報管理などの考え方

自主事業計画

自主事業に関する考え方、実施時期、実施内容などを記載してください。

自動販売機の設置を行う場合には、利用者サービス向上のための内容を記載してください。

(3) 収支計画書（様式3）

年度毎に収支計画を作成してください。具体的な積算内訳を添付してください。

(4) 実施体制表（様式4）

水族館を運営していく上での組織図を示してください。

また、組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、業務に必要な所有資格を明示してください。

(5) グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式5）

(6) 付属書類

団体の概要に関する書類 (様式 6)

定款又は寄付行為 (法人以外の団体にあつてはこれに類するもの)

法人の登記事項証明書 (あるいは登記簿謄本) 及び印鑑証明書 (3ヶ月以内に取得したもの)

役員の名簿及び履歴書

事業 (営業) 報告書 (過去 3 事業年度分)

貸借対照表、損益計算書 (又は収支計算書) (過去 3 事業年度分)

直近 1 年間の県税、法人税、消費税の滞納がない証明

その他参考となる資料を添付することも差し支えない。

(7) 提出部数 10 部 (正本 1 部、副本 9 部)

(8) 留意事項

応募一団体又は一グループにつき、申請は一件とします。

グループ応募の場合には、構成員ごとに (6) の付属書類を作成してください。

提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。

提出された書類の内容を変更することはできません。

提出された書類は返却しません。

応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届 (様式 7) を提出してください。

10 . 応募の手続き

応募手続き及びスケジュール等は、次のとおりです。

(1) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

山梨県農政部花き農水産課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 県民会館 8 階

(3) スケジュール

月 日	内 容
6 月 20 日 ~ 8 月 27 日	募集要項の配布
7 月 3 日	業務説明会及び現地見学会
7 月 10 日 ~ 7 月 30 日	募集に関する質問書の受付
7 月 10 日 ~ 8 月 6 日	質問に対する回答

8月21日～8月27日	応募書類の受付
8月28日～8月29日	応募書類の補正

(4) 留意事項

応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

応募者は、可能な限り業務説明会及び現地見学会に参加してください。

この場合、前日までに参加申込書(様式8)を提出してください。郵送、ファックス、メールも可とします。

募集に関する質問は、質問書(様式9)により行ってください。

郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答など、募集に関することは、花き農水産課のホームページに掲載するのでご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kakinosan/14215972563.html>

なお、本県の指定管理者制度全般については、行政改革推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/sgyousei-s/51715190922.html>

1.1 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者の選定は、条例第6条第2項の規定に基づき、次の選定基準により農政部が選定します。

事業計画の内容が、水族館の効用を発揮することができるものであること。

事業計画の内容が、水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(2) 応募者の審査は、農政部が設置する指定管理者選定委員会が行います。

なお、選定委員は以下のとおりです。

氏名	役職
磯部 芳彦	磯部公認会計士事務所代表
金谷 勉	(社)日本草地畜産種子協会常務理事
秋山 信彦	東海大学海洋学部教授
肥土 邦彦	関東学院大学工学部非常勤講師
笹本 英一	山梨県農政部次長

(3) 審査の基準(審査項目及び審査配点)は次のとおりです。

選定基準	審査項目	配点
水族館の運営方針等が 妥当なものであること。	・募集要項等で求めている内容が事業計画書で 提案されているか	10
	・収支見込が確実に達成できる計画か 支出内容は業務計画をよく把握して作られて いるか	
事業計画の内容が、水 族館の効用を發揮する ことができるものであ ること	・集客・営業業務、広報宣伝業務等の計画は効 果的か	20
	・利用料金の設定、休館日、開館時間等の考え 方は利用者サービスの向上につながるか	
	・主催事業計画に条例の目的に結びつく提案は あるか ・イベント・講習会等ソフト事業の実施計画は 充実しているか	
事業計画の内容が、水 族館の適正かつ効率的 な管理を図ることがで きるものであること	・飼育生物・施設の維持管理の内容、適格性及 び実現の可能性、組織管理、人材育成、職員 研修、個人情報保護の取扱い、情報管理の考 え方は適正か	20
	・類似事業の実績はあるか	
	・利用者の安全に配慮した管理は考えられてい るか	
事業計画に沿った管 理を安定して行うため に必要な人的能力及び 経理的基礎を有してい ること	・計画が実現できる適正で機能的な組織体制と なっているか	20
	・安定的な運営が可能な知識技能を有する人材 を確保しているか	
	・法人・団体の財務状況は健全か ・金融機関等の支援状況は確保されているか	
施設の管理運営に係る 経費	・管理運営経費(委託料)の提案価格の採点に ついては、次の方式により採点する。 価格評価点 = 価格配点 × 応募者中の最低価格 / 応募者の提案価格	30

- (4) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（資格審査）を行った後、通過者について二次審査（提案内容の審査及びヒアリング等）を行います。
- (5) 一次審査の結果は、9月5日頃までに文書で通知します。また、選定結果の通知は、一次審査の通過者に対し、10月31日頃までに文書で通知します。
- (6) 応募状況については、一次審査終了後に応募団体数を県のホームページ等で公表します。
- (7) 選定結果については、農政部による選定後、応募団体名、提案価格、審査点数、審査結果、選定理由等を公表します。

12. 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定管理者とは、基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度毎に委託料の額等を定めた「年度協定」を締結します。

基本協定の主な内容（予定）

業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）

遵守事項

委託料に関する事項

管理業務に関するリスク分担に関する事項

実施計画書の提出に関する事項

定期報告事項

利用者アンケート等の実施・報告に関する事項

事業報告書の提出に関する事項

業務実施状況の確認・評価に関する事項

秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項

管理業務の継続が困難となった場合の措置等

指定の取り消し等に関する事項

損害賠償に関する事項

施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項

権利譲渡等の制限に関する事項 他

以下、グループ応募の場合

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項

代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取り消し等に関する事項

代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項

代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項

構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

(複数の会社が指定管理者の業務を行うために新たに会社を設立した場合)

事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項

新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項 他

年度協定の主な内容(予定)

管理業務の内容に関する事項

委託料の額に関する事項 他

1 3 . 指定管理者の指定

条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、指定管理者の候補者を平成 2 0 年 1 2 月山梨県議会の議決を経て指定管理者として指定します。

1 4 . 事業実施状況の確認・評価

(1) 県は指定期間中の指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、必要なサービス水準を確保するための確認・評価(モニタリング)を行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講ずる等の指導を行います。

(2) モニタリングの実施方法については、別に定める「指定管理者施設のモニタリングに関するガイドライン」及び「富士湧水の里水族館のモニタリングに関する実施要領」等に基づき、花き農水産課で実施します。

(3) モニタリング結果については、県のホームページ等で公表します。

1 5 . 事業の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、本県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

16. 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。
- (2) 新たに法人等を設立する場合には、平成20年12月山梨県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人の登記事項証明書（あるいは登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出してください。
- (3) 応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- (4) 提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知のうえ応募してください。

17. 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁県民会館 8階
山梨県農政部花き農水産課水産担当

電話：055(223)1614

FAX：055(223)1615

E-mail：kakinousui@pref.yamanashi.lg.jp

(様式1)

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項 目	提出の有無
様式 1 - 2	グループ構成員表 (グループ応募の場合)	
様式 2	事業計画書 管理運営にあたっての基本方針 中期計画に関する事項 管理運営の内容に関する事項 自主事業計画	
様式 3	収支計画書	
様式 4	実施体制表	
様式 5	グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項	
《その他の付属書類》	団体の概要 (様式 6)	
	定款又は寄付行為 (法人以外にあってはこれに類するもの)	
	法人の登記事項証明書 (あるいは登記簿謄本)	
	印鑑証明書 (3ヶ月以内に取得したもの)	
	役員の名簿及び履歴書	
	事業 (営業) 報告書 (3ヶ年分)	
	貸借対照表	
	損益計算書 (又は収支計算書) (3ヶ年分)	
	直近 1 年間の県税、法人税、消費税の滞納がない証明	

(様式 1 - 2)

グループ構成員表

グループ名

(代表となる団体)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

(構成員)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

(様式2)

事業計画書

管理運営にあたっての基本方針

魅力ある富士湧水の里水族館を目指すための運営方針、サービス提供、効率的な管理の考え方について記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

(様式2)

中期計画に関する事項

指定期間(平成21年4月1日~平成26年3月31日)全体における管理運営、
収支に関する計画を具体的に記載する。

年 度	入館者見込数 (人)	収 入 (千円)		支 出 (千円)
			うち県委託料	
平成21年度				
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

(様式2)

管理運営の内容に関する事項

ア) 施設の利用促進

利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果を記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

イ) 利用施設の運営

利用料金設定、休館日、開館時間、職員勤務体制などの考え方を記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

ウ) サービスの向上

利用者サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果を記載する
主催事業(特別展、講習会、イベント等)に関する考え方、実施体制を記載する。
主催事業について想定する年間計画(実施時期、事業内容等)を記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

エ) 施設の維持管理

施設の維持管理全般に対する考え方、維持管理の実績、飼育生物・設備の保守管理計画、備品、緑地、清掃、衛生などの管理計画、外部委託の予定を記載する。
類似事業の実績を記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

オ) 保守・リスクの対応

安全管理体制、事故発生時の対応、避難誘導體制、防災訓練の計画、災害時の対応などを記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

カ) 経営の管理

組織管理、人材育成、職員研修、個人情報保護の取り扱い、情報管理の考え方を記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

自主事業計画（自動販売機の運営業務を含む）

自主事業に関する考え方、実施時期、実施内容などを記載する。

自動販売機の運営を行う場合は、利用者サービス向上のための内容を記載する。

--

欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして記載すること。

(様式3)

収支計画書

(単位:千円)

		H21	H22	H23	H24	H25	備考
収 入	管理運営 委託料						
	利用料金 収入						
収入合計(A)							
支 出 項 目	人件費						
	設備管理費						
	植栽管理費						
						
						
						
						
						
						
						
						
						
支出合計		0			0	0	

平成21年度～平成25年度における各年度の収支予算を主な収入支出項目に区分して示すこと。

消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

積算内訳を別紙(様式自由。ただし、A4縦、横書き)に示すこと。

(様式4)

実施体制表

(組織図)

--

()内に人数を併記すること、
指揮命令系統が分かるものとする

(組織人員一覧表)

役職・職種	担当業務	能力・資格、 実務経験年数等	雇用形態	雇用者の 確保方策	備考

雇用形態欄には、常勤、臨時、嘱託等の別を記載すること。
雇用者の確保方策欄には、申請者が既に雇用している者(雇用済)又は今後雇用を
予定する者(予定)の別、その用途を記入すること。
備考欄には、勤務体制(勤務時間・休日設定)を記入すること(別紙可)。
欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして作成すること。

(様式5)

グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項

Blank area for content.

グループの規約等(案も可)を添付してください。

(様式 6)

団 体 の 概 要

団体の種別	財団法人 社団法人 NPO法人 株式会社 有限会社 その他の法人 () その他の団体 ()
団体の名称	
団体の所在地	
資本金又は基本財産	千円
社員(職員)数	人
実績	・ 金融機関、出資等の支援状況が判っていれば記載すること。

「団体の種別」欄では、該当するものを で囲むこと。その他の法人又はその他の団体については、()内に内容を記入すること。

「社員・職員(数)」は、申請時の人数を記入すること。
欄が不足する場合には、複数ページにして記入すること。
会社概要等がある場合は、添付すること。

(様式7)

辞 退 届

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

団体の名称

印

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者指定申請書を提出
しましたが、辞退いたします。

(様式8)

業務説明会及び現地見学会の参加申込書

平成 年 月 日

山梨県農政部花き農水産課長 殿

主たる事務所の所在地

団体の名称

印

代表者の氏名

印

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者にかかる業務説明会及び現地見学会の参加について次のとおり申込みします。

1 参加者

氏名	役職	連絡先

(様式 9)

募集に関する質問書

山梨県農政部花き農水産課長 殿

主たる事務所の所在地

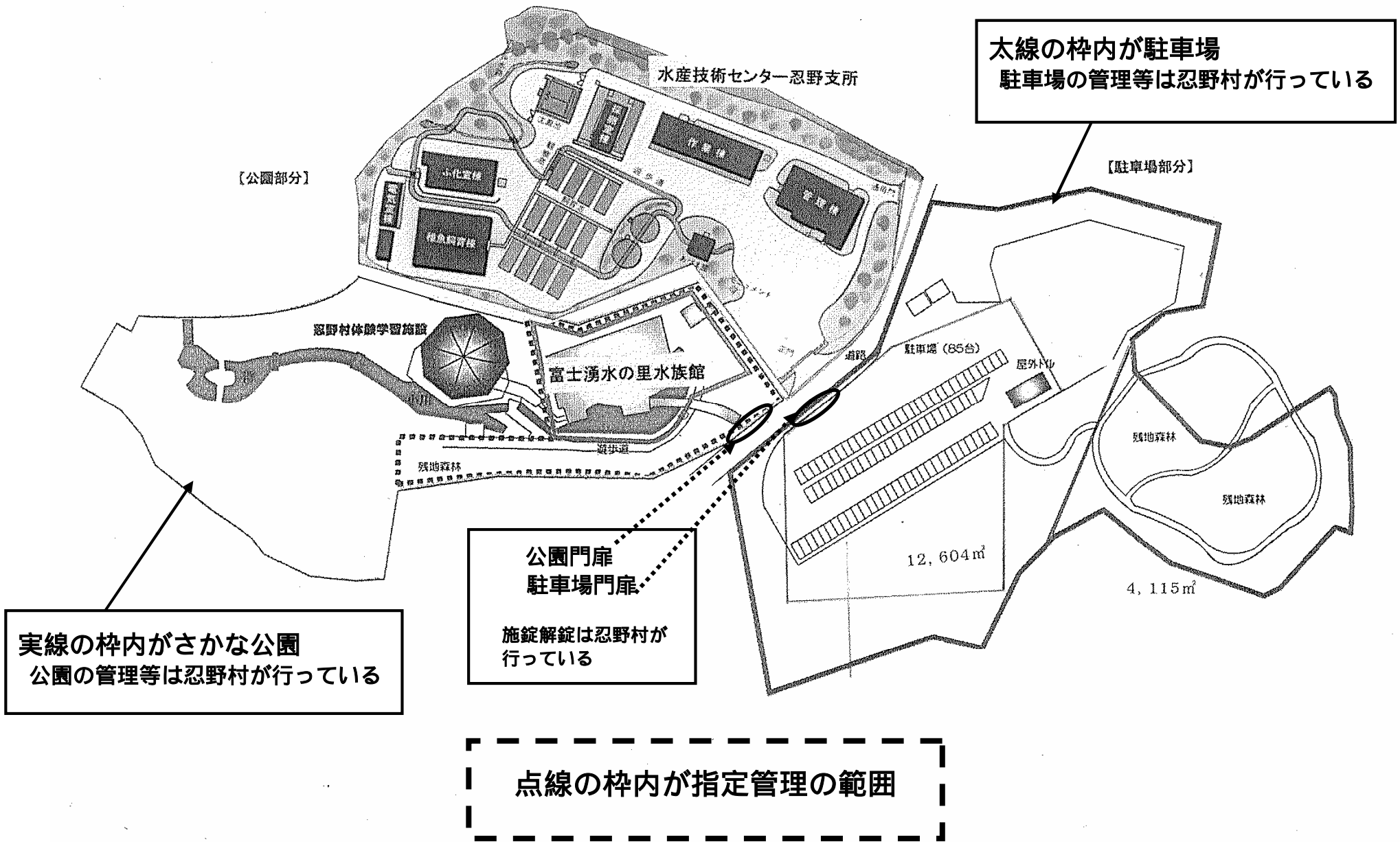
団体の名称

代表者の氏名

(質問の内容)

--

配置図





■館内の説明(1階)

①二重回遊水槽

内外二重に仕切られた楕円形の大型回遊水槽で、内側に小型魚(ニジマスなどマス類稚魚ほか)、外側に大型魚(イトウ、ニジマスほか)を展示し、ひとつの水槽内を大小の魚が混泳しているように見ることができます。水槽の上下左右からの観察、水中カメラ映像(2階に設置)を通じて、魚の様々な表情が観察できます。

②岸辺の魚水槽

湖畔のアシ原の風景を再現したジオラマ水槽です。オイカワ、モロコ、ヨシノボリなどの魚を展示し、岸辺に集まる魚の群れが観察できます。

③深みの魚水槽

湖底が溶岩でできた富士五湖をイメージした水槽です。魚食性の強いオオクチバス、ブルーギルなどの魚を展示し、舟の下や岩かげにひそみ、獲物を待つ魚の様子などが観察できます。

④川の魚水槽

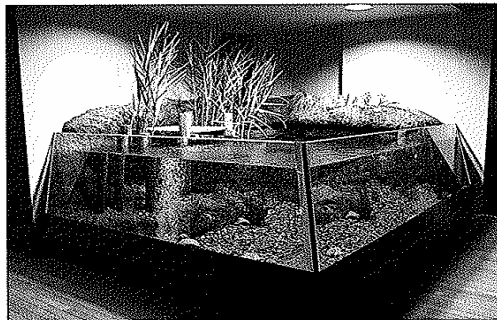
川の源流から中流までの魚の生息環境を再現し、源流にはイワナ、上流にはヤマメやアマゴ、中流にはアユやウグイなどの魚を展示しています。季節により、なわばり行動や産卵行動などを観察することができます。

⑤小さな生き物

野生絶滅のおそれがあるメダカやホトケドジョウ、様々な魚の稚魚、エビ・カニ類など、小さな水生生物を中心に展示しています。特別展や企画展の開催中は、企画展示に変更します。

⑥湧水水槽

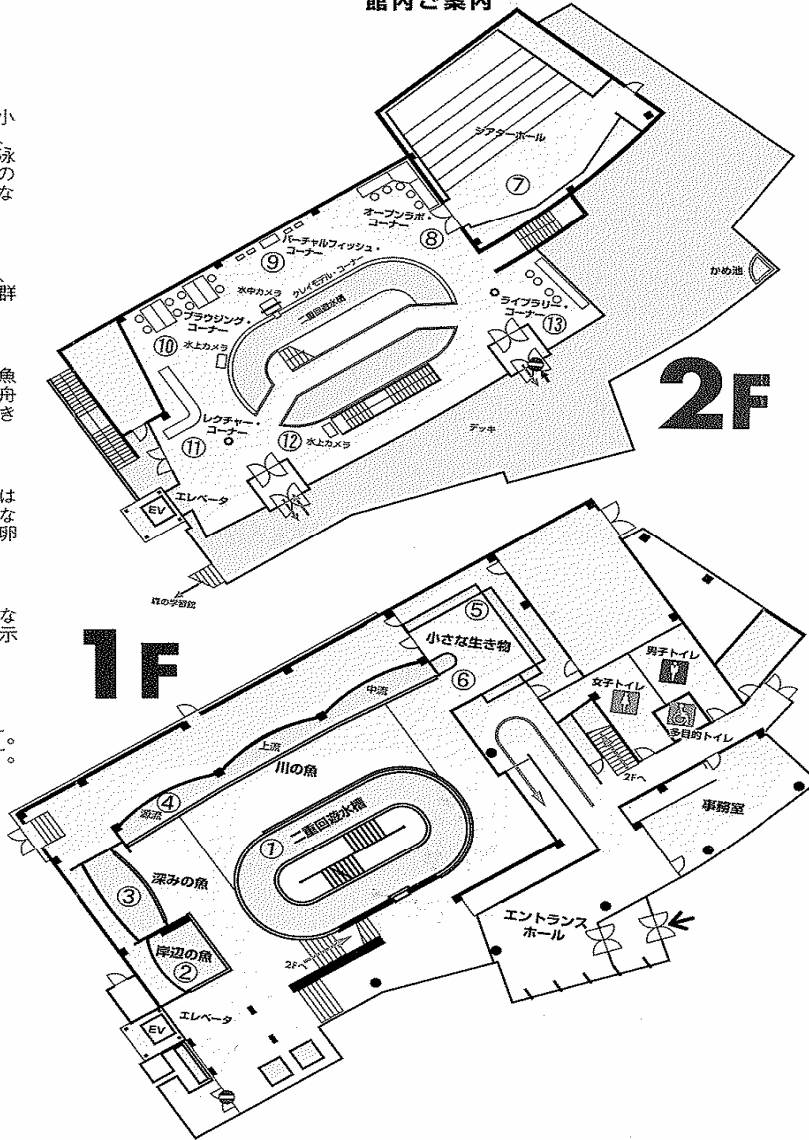
富士山の湧水(地下水)と、ヤマメの稚魚などを展示しています。水に触れて、展示水槽に使用している水の冷たさを体感できます。



●岸辺の魚水槽 湖畔のアシ原の風景を再現したジオラマ水槽

INFORMATION

館内ご案内



■館内の説明(2階)

⑦シアターホール

180インチ3面のパノラマスクリーン(約11m×3m)による、100席のシアターです。淡水魚の生態や生息場所などを紹介する、オリジナルのハイビジョン映像を上映しています。上映ソフト:「山梨にすむ魚たち」/「アユの冒険」上映時間:各15分(午前10時~午後4時の間、交互に上映)

⑧オープンラボコーナー

野生の淡水魚のエサであるプランクトン、水生昆虫などを、顕微鏡で観察できます。

⑨バーチャルフィッシュコーナー

魚のアクリル模型をセンサー台にのせてボタンを押すと、魚の泳ぎ方、内臓、骨格をCG立体映像で見ることができます。体形別に5種類の魚を観察することができます。

⑩ブラウジングコーナー

当館ホームページなどを利用して、魚に関する学習ができます。パソコンによる魚のお絵かきも楽しめます。

⑪レクチャーコーナー

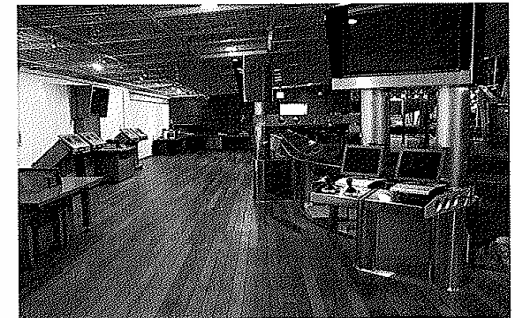
展示機器の利用方法、館内の案内、魚についての質問や相談などに応じています。

⑫水中カメラ/水上カメラコーナー

1階二重回遊水槽内に設置された黄色いカメラをレバー操作して、魚群の一員となって回りの魚を観察したり、魚の視線で水槽の内外を観察することができます。

⑬ライブラリーコーナー

魚の図鑑・釣り・魚料理・山梨の自然に関する本が集めてあります。



●学習フロア 展示機器を利用し、魚の生態・形態を観察できます。

平成 17 年度管理運営経費の内訳

1) 収入

単位: 円

項目	実績	内訳
入館料	35,579,394	入館者数: 大人 80,088 人、小人 20,820 人、無料 38,691 人 合計 139,599 人

2) 支出

項目	実績	内訳	
職員給料	23,581,519	正規職員 5 名分	
職員共済費	4,521,147	正規職員 5 名分	
非常勤職員報酬	5,098,020	非常勤嘱託職員 3 名分	
臨時職員賃金	1,478,450	臨時職員 1 名分	
臨時職員等共済費	889,954	非常勤嘱託職員 3 名分、臨時職員 1 名分	
報償費	120,000	講習会講師謝金、写生大会等賞品	
旅費	348,571	職員旅費	
需用費			
23,698,223	消耗品費	8,579,886	展示魚等購入費、管理部門
	燃料費	1,888,200	冷暖房用灯油、自動車ガソリン
	食糧費	8,000	講習会講師昼食
	印刷製本費	745,724	コピー、パンフレット等、年報
	光熱水費	9,530,526	電気代、上下水道代
	修繕費	2,020,299	映像装置、券売機システム、窓ガラス、2階出入口フロアーヒンジ、バックヤードコンセント増設(自動車)、庭木植替、風除室床補修
	飼料費	302,214	展示魚等餌代
	医薬材料費	623,374	水産用医薬品
役務費			
1,342,559	通信運搬費	197,064	電話代、切手代
	広告料	672,750	雑誌・新聞等広告
	手数料	404,445	水槽水垢除去、地下タンク点検、消火器詰替
	保険料	68,300	施設賠償責任保険、動産保険
委託料	25,635,141	機械警備、電気工作物保安、館内清掃、水槽清掃、券売機、1階展示映像装置、2階展示映像装置、施設管理(エレベータ・自動制御装置・空調設備・消防設備・植栽)	
使用料及び賃借料	767,918	特別展展示魚等、NHK、CATV	
工事請負費	0		
備品購入費	446,000	水槽、中量ラック	
負担金	279,200	日動水年会費、日動水技術者研修会ほか	
公課費	17,600	自動車重量税	
合計	88,224,302		

別途、県において支出した建築基準法第 12 条に基づく検査があります。
調査研究業務に係る経費は除いてあります。

1) 収入

平成 18 年度管理運営経費の内訳

単位: 円

項目	実績	内訳
入館料	37,059,628	入館者数: 大人 83,547 人、小人 21,592 人、無料 36,822 人 合計 141,961 人

2) 支出

項目	実績	内訳
職員給与	20,765,481	正規職員 4 名分
職員共済費	3,880,353	正規職員 4 名分
非常勤職員報酬	4,723,840	非常勤嘱託職員 3 名分
臨時職員賃金	3,747,492	臨時職員 15 名分
臨時職員等共済費	1,001,061	非常勤嘱託職員 3 名分、臨時職員 15 名分
報償費	120,000	講習会講師謝金、写生大会等賞品
旅費	285,040	職員旅費
需用費		
22,067,977		
消耗品費	4,909,313	展示魚等購入費、管理部門
燃料費	2,392,545	冷暖房用灯油、自動車ガソリン
食糧費	19,131	講習会講師昼食、来客用お茶
印刷製本費	1,518,283	コピー、パンフレット等、年報
光熱水費	10,010,051	電気代、上下水道代
修繕費	1,036,001	映像装置、水循環ポンプ、ガラス階段滑り止め、水中ポンプ、自動車、パソコン、車椅子、除雪機
飼料費	1,133,162	展示魚等餌代
医薬材料費	1,049,491	水産用医薬品
役務費		
1,783,150		
通信運搬費	226,580	電話代、切手代
広告料	1,472,320	雑誌・新聞等広告
手数料	3,000	動物取扱責任者研修
保険料	81,250	施設賠償責任保険、ボランティア保険、動産保険
委託料	22,611,931	機械警備、エレベータ、電気工作物保安)、館内清掃、水槽清掃、券売機、2階展示映像装置、自動制御装置、空調設備、消防設備、植栽
使用料及び賃借料	1,810,452	特別展展示魚等、NHK、CATV、防塵マット
工事請負費	0	
備品購入費	369,390	双眼実体顕微鏡、水中ポンプ
負担金	255,000	日動水年会費、日動水設備会議ほか
公課費	8,800	自動車重量税
合計	83,429,967	

別途、県において支出した建築基準法第 12 条に基づく検査があります。
調査研究業務に係る経費は除いてあります。

平成19年度管理運営経費の内訳(見込み)

1)収入

単位:円

項目	実績	内訳
入館料	34,031,674	入館者数:大人 76,625人、小人 19,229人、無料 32,459人 合計 128,313人

2)支出

科目	実績	内訳	
職員給与	20,710,972	正規職員 4名分	
職員共済費	3,936,019	正規職員 4名分	
非常勤職員報酬	5,093,940	非常勤加属託職員 3名分	
臨時職員賃金	3,591,750	臨時職員 1.5名分	
臨時職員等共済費	1,154,334	非常勤加属託職員 3名分、臨時職員 1.5名分	
報償費	120,000	講習会講師謝金、写生大会等賞品	
旅費	430,810	職員旅費	
需用費			
22,307,735	消耗品費	4,781,183	展示魚等購入費、管理部門
	燃料費	2,584,718	冷暖房用灯油、自動車ガソリン
	食糧費	15,730	講習会講師昼食、ボランティアお茶代
	印刷製本費	1,387,520	コピー、パンフレット等、年報
	光熱水費	9,967,457	電気代、上下水道代
	修繕費	1,146,153	映像装置、自動車、水中ポンプ、レジプリンター、手摺、空調機
	飼料費	1,221,504	展示魚等餌代
	医薬材料費	1,203,470	水産用医薬品
役務費			
1,488,652	通信運搬費	279,448	電話代、切手代
	広告料	1,112,794	雑誌・新聞等広告
	手数料	8,040	動物取扱責任者研修、空気ボンベ充てん
	保険料	88,370	施設賠償責任保険、ボランティア保険、動産保険
委託料	23,732,156	機械警備、エレベータ、電気工作物保安、館内清掃、水槽清掃、券売機 2階展示映像装置、自動制御装置、空調設備、消防設備、植栽	
使用料及び賃借料	2,130,000	特別展展示魚等、NHK、CATV、防塵マット	
工事請負費	1,491,000	冷温水発生機メンテ	
備品購入費	99,750	中量ラック	
負担金	271,000	日動水年会費、日動水技術者研修会ほか	
公課費	17,600	自動車重量税	
合計	86,575,718		

別途、県において支出した建築基準法第12条に基づく検査があります。
調査研究業務に係る経費は除いてあります。